

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和5年5月21日 14時00分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市長島 ^{なが} 西方沖 虫明 ^{むしあけ} 漁港9号防波堤灯台から真方位207°1,080m付近 (概位 北緯34°40.5' 東経134°13.1')
インシデントの概要	プレジャーヨットサンタヴィエントは、北東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和5年6月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット サンタヴィエント、5トン未満（長さ8.40m） 235-23138岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 乗員A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約132cm（宇野）
インシデントの経過	本船は、船長及び乗員Aほか1人が乗り組み、同乗者1人を乗せ、クルージングの目的で、瀬戸内市虫明漁港に向け、岡山県備前市東備港を出港した。 本船は、乗員Aが手動操舵で操船に当たり、針路を瀬戸内市邑久町^{おく}瀬溝^{せみぞ}と長島西端の間の水路（以下「本件水路」という。）の中央部に向け、邑久町南方沖を機走により約4ノットの対地速力で北東進した。 乗員Aは、本件水路を3回航行した経験があり、本件水路の西口に浅所（以下「本件浅所」という。）があることを知っていたが、本件浅所の拡張状況を把握していなかった。 乗員Aは、本件水路の西口付近で、右舷方から高速力で接近し至近で右転した小型漁船の航走波による船体の揺れで乗船者が転倒などしないよう、波との距離を取ることとし、余裕水深がまだあると思い左転したところ、本件浅所にセンターキール下端部が座洲した。 本船は、船長が海上保安庁に通報した後、満潮時に自力で離礁した。 本船の喫水は、船首約0.5m、センターキール下端約1.5m、船

	尾約 1.4 mであった。
分析	本船は、北東進中、乗員 A が、本件浅所の拡張状況を把握していない中、左転しても余裕水深があると思い、本件水路西口で左転して本件浅所に向け航行したことから、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が北東進中、乗員 A が、本件浅所の拡張状況を把握していない中、左転しても余裕水深があると思い、本件水路西口で左転して本件浅所に向け航行したため、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船の操船者は、事前に水路調査を十分に行い、拡張状況を把握していない浅所に接近して航行しないこと。